

平成27年6月16日

糸島市議会

議長 浦 伊三次 様

議会活動に関する調査特別委員会

委員長 中村 進

調査結果の報告について

平成26年第2回定例会において本委員会に付託された議会活動に関する調査について、これまでの調査結果を報告いたします。

1. 調査事件

二元代表制の一翼を担う議会の活性化を図るため、議会のあり方や運営方法について調査・研究を行う。

2. 経過等

(1) これまでの経過

本委員会は平成26年3月定例会において設置され、毎月1回、計15回委員会を開催し、糸島市議会のあり方や議会の運営方法等について議論を行ってきた。

委員会では、調査項目を①市民の代表としての議会のあり方、②二元代表制の一翼としての議会のあり方、③行財政健全化等、④前期からの引継事項及び定数・会派等の直ちに調査が必要な項目についての4つに分類^①し調査を実施することとした。

委員会開催状況については、以下のとおりである。

(2) 委員会開催状況

回	年月日	調査事項	備考
1	H26 3/27	正副委員長の互選	
2	4/9	委員会の調査方法について	
3	5/21	取り組むべき課題の整理、調査順序について	
4	6/18	市民の代表としての議会のあり方について 議員定数及び会派制について	
5	7/29	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの実施について 議員定数及び会派制について	
6	8/20	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの内容について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について（調査項目の選定）	
7	9/25	二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①質疑の方法について、②一般質問の方法について ③討論の方法について、④議員間討議について	
8	10/17	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの集計作業等について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①反問権の付与について、②請願の審議・審査について ③予算、決算審査方法について	
-	10/30	市民アンケート発送準備作業（アンケート用紙封詰）	
-	11/10	市民アンケート発送	

^① 調査項目の分類については、24ページ資料3を参照

9		11/12	二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①当初予算の審議方法について ②補正予算の審議方法について ③決算の審議方法について	
-		11/13	他市議会視察（意見交換） ・朝倉市議会 ①会派制 ②予算決算審議 ③議会報告会 について ・春日市議会 ①会派制 ②議会報告会 について	
10		12/16	他市議会視察の結果について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①これまでの協議事項の整理 議員定数及び会派制について ・今後の調査について	
-		12/17 ～ 1/14	アンケート集計作業	
11	H27	1/21	アンケート集計結果（速報）について 議員定数及び会派制について ・会派制の導入について ・議員定数について	
12		2/18	議員定数について ・定数の増減について	
13		3/23	調査経過に対する委員外の議員の意見について 議員定数について ・定数（具体的な数）について 市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について	
14		4/22	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について (糸島市議会における広聴の目的について)	
15		5/14	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について (糸島市議会に合った広聴について)	

3. 調査報告

I 市民の代表としての議会のあり方について

「市民の代表としての議会のあり方」については、第4回（H26.6月）の委員会から調査を開始した。調査の中で、「議会と市民との距離」、「市民の期待と現状との差」、「糸島市全体の代表としての議員のあり方」などの課題が示された。その解決方法を探るために、具体的な調査検討に入る前に議会に対する市民の認識を把握すべきと考え、市民アンケートを実施することとした。

その後、議会の協力を得て、「糸島市議会の活動に関するアンケート調査」^②を平成26年11月に実施した。

アンケート集計後、その結果を参考に先ず議会の広聴機能について調査をすべきと考え、平成27年4月開催の委員会より具体的調査を開始した。

なお、本件については、現在も引き続き調査中であり、具体的な調査結果の報告については次回以降の報告において行う予定である。



※送付したアンケートとアンケート送付作業の様子

II 二元代表制の一翼としての議会のあり方について

上記のとおり、「市民の代表としての議会のあり方」については、先ずは市民アンケートを実施することとしたため、その結果が取りまとまるまでの期間、「二元代表制の一翼としての議会のあり方」について検討を行うこととした。

「二元代表制の一翼としての議会のあり方」については、第6回（H26.8月）の委員会から調査を開始することとしたが、調査期間が限られるため「審議の活性化」にかかる部分のみを調査することとした。

「審議の活性化」に係る調査は主に議会運営に係る項目についてとなるが、協議の結果、今回は①質疑の方法、②一般質問の方法、③討論の方法、④議員間討議、⑤反問権の付与、⑥P C、タブレット等の議場への持込、⑦請願の審議・審査、⑧予算、決算審査方法の8項目について調査を行うこととした。

各調査項目の調査結果は下記のとおり。

^②アンケートの結果については、25ページ資料4を参照

【質疑について】 会議規則第56条

現在、日程毎に3回までの質疑としているが、議案毎に3回へ見直すべき。

議案に対する質疑については、質疑の時期、通告制や発言の方法について検討を行った。

現在の制度では、同一日程の複数の議案への質疑がある場合に、質疑応答のやり取りが分かりにくいことが課題として挙げられた。

解決方法として、議案毎に区切って質疑を行う方法や時間制限とし一問一答方式とする方法が提案された。

議案毎の質疑に反対する立場からは、質疑に時間を要するのではないかという意見が出された。また、議案毎の質疑とすべきという立場からは、同じ議案について続けて質疑を行うことによって重複した内容の質疑を避けられるという意見などが出された。

最終的に採決を行った結果、本委員会では議案毎に質疑をすべきと提案することに決した。

なお、時間制限とし一問一答制とした方が、より分かり易いのではないかとの意見もあったが、限られた時間の中で答弁が長くなり十分な質疑ができなくなる恐れがあるとの意見もあり、全員一致で現状通り回数制限のままとすべきと決した。

導入時期については、平成27年12月までに実施のために必要な手続き等を行い、平成28年1月以降の会議において実施すべきとした。

中部十市議会の状況

団体名	制限方法	実施時期	通告制の有無
糸島市	日程毎に3回	2日目	通告あり
大野城市	議案毎に2回	2日目	通告あり
筑紫野市	議案毎に3回	2日目	通告あり ただし、1議案等につき1人（1回）の関連質疑を認めている。
太宰府市	議案毎に3回	2日目	通告あり
小郡市	議案毎に3回	2日目	通告なし
福津市	議案毎に3回 （大綱質疑）	初日	通告なし
朝倉市	議案毎に3回 （大綱質疑）	一般質問 最終日	通告なし
宗像市	議案毎に3回 （大綱質疑）	一般質問 最終日	通告なし
春日市	全体で3回	2日目	通告あり
古賀市	なし （大綱質疑）	2日目	通告あり ただし、その場での申し出による発言も認めている。

議案毎の質疑への変更による、質疑順序の変化

日程毎の質疑（現状）

日程番号	議員名	議案番号	質疑の内容
日程第X	A議員	議案第10号	・〇〇について ・△△について
		議案第11号	・〇〇について
	B議員	議案第10号	・××について
	C議員	議案第11号	・××について
	D議員	議案第10号	・□□について

議案毎の質疑（変更後）

日程番号	議案番号	議員名	質疑の内容
日程第X	議案第10号	A議員	・〇〇について ・△△について
		B議員	・××について
		D議員	・□□について
	議案第11号	A議員	・〇〇について
		C議員	・××について

⇒

糸島市の現状

	現状	根拠
通告	<p>通告制を採用しており、申し合わせにより<u>通告外の質疑は原則認めない</u>こととしている。(追加議案、議員提案議案は通告なし) 初日提案の執行部提案議案に対する通告期限については、<u>定例会初日の午後まで</u>としている。</p>	<p>会議規則第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。略 2 発言通告書には、<u>質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</u></p> <p>申し合せ 14 質疑・討論について (1) <u>定例会での質疑、討論は通告制とする。(会議規則第51条)</u> ただし、本会議2日目に行う議案案に対する質疑及び請願の紹介議員に対する質疑は通告制を採らない。 (2) <u>定例会初日の提出議案及び報告についての質疑通告並びに本会議の第2日目に採決する議案の討論通告の期限は、定例会初日の正午までとする。</u> ただし、会期中の提出議案等についてはその都度、議会運営委員会で提出期限等を決定する。 (3) 略 (4) 委員長報告に対する質疑の通告は、最終日直前の議会運営委員会開催日の午前10時までとし、質疑の通告内容を議会運営委員会で審査する。 また、委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、自己の所属する委員会の委員長に対しての質疑は行わない。 (5) <u>通告外の質疑については、発言を禁止する。</u></p>
質疑の時期	<p>初日提案の議案については<u>本会議2日目</u></p>	<p>申し合せ 7 本会議第2日目について (1) 全議案の質疑を行う。 (2) 以下略</p>
発言制限	<p><u>同一議題(日程)につき3回。</u></p>	<p>会議規則第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>

【一般質問について】 会議規則第 62 条、申合せ

現状を変更し新たな取り組みを求める提言はない。

一般質問については、発言時間や会期中の一般質問の実施の時期について検討を行った。発言時間については、近隣他市の状況等を確認したうえで議論を行ったが、現状通り 60 分で問題ないとの結論に達した。

また、一般質問の時期については、委員会付託中のため質問できなくなる事態を避けるために、委員会付託前に一般質問を行うか、通告締め切りを遅くすべきではないかとの意見もあったが、最終的には議会運営委員会での会期日程の調整等の課題もあるため現状のままが良いと決した。

中部十市議会の状況①

	制限の内容	質問順
糸 島 市	質問、答弁を含めて 60 分	定例会初日に行う抽選順
古 賀 市	質問時間のみで 30 分以内	受付順
朝 倉 市	質問、答弁を含めて 60 分以内	通告時の抽選順
福 津 市	一般質問:制限時間は答弁含めず 30 分以内。 総括質疑:所属議員×15 分で 45 分上限。会派に属さない議員は 15 分。1 項目につき質問回数は 3 回まで。	一般質問:通告順 総括質疑:会派所属議員の多い順。同数の場合は通告順。
大野城市	代表質問:質問時間は 5 分+会派人数×5 分。30 分を上限。質問回数は 1 回。 個人質問:一問一答方式。質問時間は 30 分。	代表質問:多数会派順。同数の場合は通告順とする。 個人質問:通告順。
春 日 市	回数制と時間制の選択。回数制は 3 回まで、時間制は 40 分以内(答弁時間を除く)。関連質問は許可していない。	質問通告書の受付順。
筑紫野市	代表質問:時間制限:20 分+会派所属人数×5 分(60 分上限)(答弁時間含まず)。回数制限:有り(協定) 個人質問:質問 30 分、答弁 30 分で 60 分以内 回数制限:3 回	各会派代表者会議で協議、議運で決定する。(慣例で会派所属人数の多い順。会派に所属しない議員は質問できない)
小 郡 市	質問時間のみで 35 分	代表質問:議運で協議 個人質問:通告受付順
太宰府市	代表質問:答弁を含め、基礎時間 60 分と会派所属議員 1 人当たり 10 分との合計時間。再質問は 2 回まで。 個人質問:答弁を含め 60 分以内。	代表質問:抽選 個人質問:定例会初日の午前 10 時までには通告された者は抽選、それ以降の者は受付順。
宗 像 市	一般質問:答弁を含めて 55 分 代表質問:15 分+5 分×会派構成人数で最大 40 分以内。(答弁時間は含まない)	一般質問:通告順 代表質問:会派構成人数の多い順

中部十市議会の状況②

	質問者数(平成24年実績)				通告期限
	3月	6月	9月	12月	
糸島市	12	12	12	11	議会運営委員会開催日の前日17時まで
古賀市	9	11	10	12	初日8日前まで
朝倉市	13	7	15	13	議会運営委員会開会日の3日前の正午まで(ただし、3日前が市の休日のときは、その前日の正午まで)
福津市	一般 10 代表 6	14	17	13	議会運営委員会の2日前の正午まで。(ただし、3月定例会の通告は会期中とし、総括質疑と同時に行う)
大野城市	一般 12 代表 4	13	9	8	本会議初日前の議会運営委員会開催日の2日後の午前10時まで
春日市	9	16	15	13	本会議2日目の午前11時30分まで
筑紫野市	13	15	14	14	定例会開会前日の正午まで
小郡市	個人 11 代表 1	11	11	10	初日の午後1時まで
太宰府市	代表 7 個人 7	14	13	12	定例会本会議2日目の前日午後1時まで
宗像市	個人 11 代表 4	14	13	16	議会運営委員会開催の3日前の午後3時まで

糸島市の状況

	現状	根拠
通告	議会前に開催される議会運営委員会の前日の午後5時までに通告を行う	<p>会議規則第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を<u>文書で通告しなければならない。</u></p> <p>申し合せ 9 一般質問について (1)一般質問の通告書用紙は、議案送付の2週間程度前に議長名で送付する。略 (2)施政方針及び教育方針について一般質問を行うことができる。 (3)一般質問の通告書提出期限は、議会前に開催される議会運営委員会の前日の午後5時までとする。 (4)通告書のファックス通知及びメールでの通知は認めない。 (5)質問時間については<u>質問・答弁を含め 60 分以内とする。</u> (6)質問の順序については、<u>定例会の初日に控室で通告提出順にくじを引き決定する。</u> (7)質問方法については、<u>最初から一問一答方式で行う。</u> (8)議場での資料配布は、一般質問で使用する必要最小限とし、配布を希望する場合は、事前に議長の許可を得て原稿を議会事務局に提出し、事務局が内容を確認した後、当該議員において必要部数を印刷する。配布は、執行部のみへ事前に配布する。 (9)本会議中の議員から執行部への資料要求は認めない。 (10)委員会に付託中の案件については、一般質問を控えるものとする。</p>
発言制限	<u>質問・答弁を含め 60 分以内</u>	
発言順	定例会の初日に <u>くじ引き</u> により決定	

【討論について】 会議規則第51・52条、申し合せ

現状を変更し新たな取り組みを求める提言はない。

討論については、主に通告制について検討を行った。現在は通告外の発言を認めていないため、例えば、反対討論のみ行われた場合に、賛成すべき理由を表明したくてもできないなどの問題が生じている。

本件については、単に通告制を廃止するか否かということだけではなく、議案の本質を理解していない反対討論を訂正するための発言を認める運用や反対討論のみのときには、議長の裁量により賛成討論を認める運用など、議会運営の中での柔軟な対応の可能性についても検討を行った。

しかし、通告外の討論は単なる反論となり、討論という制度のそもそもの趣旨から外れる恐れがあるとの考えもあり、結果としては通告制を維持すべきとした。

糸島市の状況

	現状	根拠
通告	最終日直前の議会運営委員会開催日の午前10時までに <u>通告</u> を行う	会議規則第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。略 2 発言通告書には、 <u>質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</u> 会議規則第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
発言制限	<u>5分以内</u>	申し合せ 11 最終日の本会議について (1)～(3) 略 (4) <u>討論の時間は、1議案及び請願に対して5分以内とする。</u> (5) 以下略 14 質疑・討論について (1)～(5)略 (6) 最終日に採決する議案の討論の通告は、最終日直前の議会運営委員会開催日の午前10時までとする。 (7) 以下略

中部十市議会の状況

団体名	通告の状況	
糸島市	通告あり	通告あり 4団体
春日市	通告あり	
筑紫野市	通告あり	
小郡市	通告あり(次第上は通告外の発言の確認はしている。(実際の発言例なし))	
古賀市	通告あり(ただし、その場での申し出による発言も認めている。)	通告なしも可 2団体
太宰府市	通告あり(ただし、その場での申し出による発言も認めている。)	
朝倉市	通告なし	通告なし 4団体
福津市	通告なし	
大野城市	通告なし	
宗像市	通告なし	

【議員間討議について】 会議規則第51条

今後他団体を調査したうえで方向性を決定する。

議員間討議については、他の議員の考え方やその理由を聞くことによって審議が深まるのではないかとの意見があり、調査を行うこととした。

糸島市議会では、前期において委員会における議員間討議を改選後から積極的に行うことと決定しており、今期から実施を開始したところである。このような状況であるため、現時点では、賛成反対の意思表示を行う討論とそれを前提としない討議の違いについての認識や活用場面の理解が未だ十分ではなく、早急な本会議での運用は難しいのではないかとの考えに達した。

なお、本委員会においても、現状として議員間討議に関する認識、理解が未だ不十分であり、現時点で実施の是非を判断するのは難しいと考え、今後継続して調査を行うこととした。

中部十市議会の状況

団体名	制度の有無	実施状況
古賀市	あり	実施例なし
福津市	あり	実施例なし
筑紫野市	あり	委員会でのみ実施の例あり
宗像市	あり	委員会でのみ実施の例あり
小郡市	委員会のみ	委員会で討議すべき議案があれば、時間を設け実施。
太宰府市	委員会のみ	委員会で討議すべき議案があれば、意見交換として時間を設け実施。
大野城市	なし	-
春日市	なし	-
糸島市	なし	-
朝倉市	なし	-

全国の市議会での本会議での議員間討議の実施状況

	団体数
実施あり	23団体
実施なし	790団体

※H26.4.1 現在日経グローバル紙調べ

【反問権の付与について】 地方自治法第121条

反問のみ認めるべき。
 (質問等の趣旨の確認、資料等の根拠(出典)の確認、論点を整理するために必要な考え方の確認)

反問権については、前期において実施の方向性が決定しており、本委員会ではその範囲、方法について検討を行った。

反問権については、その範囲を①論点の整理のために議員に質疑を行う(狭義)反問、②答弁の一環として論拠等の確認を行う反論、③自発的な発言を含む反論の3段階に分けて、どこまで認めるべきかの検討を行った。

反論まで認めるべきという立場からは、事実に基づいた議論を行うためには、論拠を質す反論まで認めるべきではないかとの意見もあった。一方、反論は認めるべきではないという立場からは、やりとりがエスカレートして論点がずれる恐れがあるという意見や議会での議論はあくまで議員ですべきとの意見が出された。

これらの議論を経て、最終的には発言の趣旨や内容の確認である反問に留めるべきという意見に達した。

なお、導入時期については、平成27年12月までに実施のために必要な手続き等を行い、平成28年1月以降の会議において実施すべきとした。

中部十市議会の状況

団体名	反問	反論	根拠	実施の有無
糸島市	×	×	-	-
朝倉市	×	×	-	-
福津市	×	×	-	-
大野城市	×	×	-	-
春日市	○	×	基本条例	趣旨確認、数値等の根拠確認のみ。
古賀市	○	×	-	実施なし
宗像市	○	×	基本条例	実施なし
筑紫野市	○	×	基本条例	実施なし
小郡市	○	○	基本条例	内容確認のみ。
太宰府市	○	○	基本条例	実施なし

【PC、タブレットの議場への持込について】

タブレット等の利用については、視察等を含め今後の調査とする。
 パワーポイント等を利用した一般質問については、時期尚早であると判断し調査を見送る。

パソコンやタブレット端末等の議場での利用は、ペーパーレス化によるコスト削減や書類のデータ化による保存性などの効果があるとの意見があったが、現時点では実現性や効果が不明確のため、今後、他団体の状況等を調査し検討することとした。

また、一般質問におけるパワーポイント等の利用については、会議録への反映やインターネット中継など調整すべき課題もあるため、時期尚早とし調査を見送ることとした。

スクリーン・説明用パネルの使用許可状況

	本会議場	委員会室
議員のパソコンの使用を許可している	45 市 5.50%	74 市 9.10%
議員のタブレット端末の使用を許可している	45 市 5.50%	58 市 7.10%
議員の説明用スクリーンの使用を許可している	20 市 2.50%	34 市 4.20%
議員の説明用パネルの使用を許可している	261 市 32.10%	96 市 11.80%

※H25.12.31 現在、全国市議会議長会調べ

【請願審査について】 地方自治法第 124 条、109 条、115 条の 2、会議規則第 84 条、委員会条例第 29 条

請願者の申し出があった場合又は委員会が必要と認めた場合の委員会への請願者の招致を制度化すべき。
招致する場合は、紹介議員が同席することとし請願者の出席は代表者 1 人とすべき。

より慎重な審査に資するため、また、多くの団体^③で請願者に説明の機会を保障しているという現状もあったため、請願者の申し出による趣旨説明について調査検討を行った。

請願者による趣旨説明を実施するに当たっては、時間制限等のルールを守らない場合や不穏当発言などが懸念されるとの意見もあったため、その対応についても併せて検討を行った。

検討の結果、請願者の申し出に基づき委員会での発言を認めることとし、その内容を制度化すべきとの結論に達した。ただし、前述の懸念もあるため、①紹介議員の同席を求め、②出席する請願者は 1 人のみに制限することを併せて提案することとした。

なお、参考人制度を利用して、説明及び質疑のやりとりを会議録に残すべきとした。

また、本件については、許容範囲を超える人数の傍聴に繋がり、正常な審査の妨げになるとの意見もあったが、請願者や傍聴者へのルールの周知や退場処分を含む委員長権限による委員会整理により対応は可能と判断した。

なお、導入時期については、平成 27 年 12 月までに実施のために必要な手続き等を行い、平成 28 年 1 月以降の会議において実施すべきとした。

中部十市議会の状況

団体名	委員会	本会議
糸島市	なし	なし
太宰府市	なし	なし
朝倉市	委員会は請願者の説明を求めることができる。	なし
春日市	委員会が必要と認めるとき、参考人として意見を聴く。	なし
筑紫野市	委員会が必要と認めた場合のみ、参考人の招致を行っている。	なし
福津市	委員長が必要と認めれば委員会の休憩中に請願者から趣旨説明を受ける他、質疑を行う。	なし
小郡市	正式な参考人としてではなく、紹介議員の補足説明者という形で設けている。	なし
宗像市	請願者が意見陳述を希望すれば、委員会を休憩にしてその場で行う。	なし
古賀市	休憩中に願意を聞く。傍聴者として来てもらっている。	なし
大野城市	必要があるときは設けているが、通常は委員会協議会の中で補足説明を行っている。	なし

③全国 813 市区議会中 342 議会(42.1%)で直接説明の機会を保障。(H26.4.1 現在日経グローバル紙調べ)

【予算、決算審査について】

予算審査において、新規事業については説明資料を請求すべき。
決算審査特別委員会には、議長及び監査委員も従来通り参加すべき。

当初予算について

・委員会付託について

分割付託、分科会方式等も検討したが、全議員が全体の予算を知り意見を言える機会が必要であるとの理由で現状通り全議員構成の特別委員会により審査すべきとした。

・審査方法について

部毎の審査も検討したが、予算書との関係で款毎が分かりやすいとの意見もあり、現状通り款毎の審査とすべきとした。

ただし、歳入については、複数の科目にまたがる事項もあるため一括審査とした方が分かりやすいとの意見があり、一括審査とすべきとした。

なお、平成28年度当初予算から、新規事業については、予算の説明資料として資料を請求すべきとした。

また、質疑等の時間については現状のままが良いとした。

・特別会計等について

従来通り、会計毎の審査とすべきとした。

・総括質疑について

施政方針については一般質問の対象としているので、総括質疑はなくても良いという意見もあったが、予算編成方針の基本を質すためにも必要という意見があり、実施すべきとした。

なお、どのような観点により予算編成を行っているかを先ず確認するために、審査の当初に行うべきとした。

補正予算について

・委員会付託について

委員会への付託等の検討も行ったが、現状通りとすべきとした。

・審査方法について

款毎に審査を進めた方が分かりやすいとの意見もあったが、金額、案件ともに少ないとの意見もあり、結論としては現状通り議案毎でよいとの結論にいたった。

・特別会計の審査について

他団体において、特別会計は所管の委員会へ付託している例もあったが、従来通り付託を省略すべきとした。

・質疑について

3回の制限は少ないとの意見もあり、一問一答等も含め検討してはどうかという意見もあったが、質問内容を整理すれば3回でも対応可能という意見もあり、現状通りでよいとの結論に至った。

決算審査について

・審査順について

款毎のほうが分かり易いという考えもあったが、事業は部毎に実施していることや執行部職員の負担を考え、部毎の審査とすべきとした。

・総括質疑について

決算内容の審査とともに次年度へのつながりも必要と考えるので、総括質疑の制度は残すべきとした。

・特別会計等の審査について

複数の部にまたがる会計もあるため、特別会計については会計毎の審査でもよいのではという意見もあったが、現状のまま部毎の審査とすることとした。

・その他について

監査委員については、監査委員としての視点と議員としての視点は違うため、一議員として参加すべきとした。議長についても同様の理由で参加すべきとした。

糸島市の状況

区分	現状	根拠
予算 審査	付託委員会 ・当初予算は全議員構成の特別委員会へ付託 ・補正予算は委員会付託を省略 審査方法 ・款項目順の審査	申し合わせ 10 予算特別委員会について (1) <u>議員全員で構成する。</u> (2) 正副委員長は、議会運営委員会で選出し、委員会に諮る。 (3) 今期は、〇〇委員長、〇〇副委員長とする。 (4) <u>予算書に関する質疑は通告制を採らず、1款に対して1人 20分以内とする。</u> (5) 討論は、諮って省略する。 (6) <u>予算編成方針や財政計画等を対象とした総括質疑を、1人 10分以内で行う。</u>
決算 審査	付託委員会 ・全議員構成の特別委員会へ付託 審査方法 ・部毎の審査	申し合わせ 12 決算審査特別委員会について (1) 9月定例会に提案される一般会計決算、特別会計決算及び企業会計決算については、 <u>議員全員で構成する決算審査特別委員会を6月定例会において設置し、これに付託の上、審査する。</u> 平成 23 年から、 <u>行政評価の視点を取り入れた審査</u> を試行する。 (2) 正副委員長は、議会運営委員会で選出し、委員会に諮る。 (3) 今期は、〇〇委員長、〇〇副委員長とする。 (4) 決算書に対する <u>質疑は通告制をとらず、1部に対して1人 15分以内とする。</u> (5) <u>選定事業に対する質疑の時間は、1事業に対して1人 10分以内とする。</u> (6) 各部所管の審査終了後に、政策・施策に関する総括質疑を1人10分以内で行う。 総括質疑を行う委員は、質疑通告書を委員長宛てに提出する。 (7) 各会計に対する討論は、諮って省略する。

Ⅲ 議員定数及び会派制の導入について

議員定数及び会派制の導入については、第4回（H26.6月）の委員会から断続的に調査を実施した。調査では、中部十市及び九州管内の規模の近い団体の状況との比較をするとともに、会派制の導入については、会派制の廃止について検討した経過のある春日市議会及び中部十市において糸島市以外で唯一会派制を採用していない朝倉市議会に赴いて、各市議会の議員の話を伺うなどの調査を行った。



※朝倉市議会及び春日市議会での視察の様子

【会派制の導入について】

会派制の導入については、糸島市議会においては、現時点で大きなメリットを見出すことができない。

会派制の導入には、政策集団を形成することにより議会運営が円滑に行えるなどの利点が挙げられたが、現在の糸島市議会においては、導入の必要性に繋がる明確な効果を見いだせないという意見が多数を占めた。

なお、導入に消極的な立場からは、上記に加えて、国会と異なり会派を名乗り選挙を行わないため、市民が分かりにくいという意見も出された。

また、実際導入するとなると、議会運営ルールの様々なルールを会派の存在を前提としたものに変えるとともに、無会派の議員の取り扱いの整理が必要となるなど様々な問題を解決する必要が生じる。

これらの理由により、会派制の導入は見送るべきとした。

【議員定数について】

議員定数は、次期改選時より20人とすることを提案する。

議員定数については、削減するか否かのみではなく、増加させることも含めての検討を行ったが、結果としては、委員の中では増加すべきという意見は無かった。

現状の定数22人を維持すべきという立場からは、多様な市民の声を反映させるためには一定程度の議員数を確保すべきとの考えの上で、同規模の他団体と比較しても糸島市の議員数は少ない方

にあるのではないかという意見などが出された。

一方、削減すべきという立場からは、地域の代表としての議員ではなく糸島市全体の議員であるべきという意見や現在の22人から数人減少させても多様な市民の声を届ける機能を失うことはないという意見などが出された。併せて、合併算定替の終了が迫る中で、議員一人当たり約1千万円の経費を要することを考えると、財政への影響にも一定の考慮をする必要があるとの意見も出された。

これらの議論の後、先ず、増減の方向性を決定することとし、採決を行った結果、減少させることを前提に人数等の検討を行うことに決定した。

減少の方向性の決定後で、議員定数案を決めるにあたっては、委員会構成や本会議での採決の必要数などを確認したうえで議論を行った。

各委員から、定数案として18人から21人の3案が出され、その理由等について説明を受け、委員会としての結論を出すべく議論を行った。

各案の主な理由は以下のとおり。

定数案	提案理由
18人 (4人削減)	<ul style="list-style-type: none">・議員1人当たり年間約1千万円の経費を要している。これだけの財源があれば相当の事業を実施することができる。行財政健全化という観点からも一定の削減をすべきである。・仮に2人減らして20としても、議会が身を切ったというインパクトはない。・近隣他団体と比較しても18人が妥当であると考ええる。・議長裁決を避けるためにも偶数が望ましい。
20人 (2人削減)	<ul style="list-style-type: none">・今期の選挙において、出身地区の地域バランスが崩れるのではないかと懸念していたが、結果としては一定バランス良く議員が選出された。このため、2人程度は減少させても問題はないと考える。また、議会の広聴機能を充実させることにより、地域代表の意味合いは今後薄れてくるのではないか。・4人減とし18人にするのは急な減少となり、どのようになるのか分からない。現状において、一旦減少させて増やすのは難しいと考えるため、今回は20に留めるべきである。・約10万人の人口であるので、5,000人に1人となる20人が適当である。糸島市が元気であるためには、現在の人口規模であれば20人は必要と考える。・議長裁決を避けるためにも偶数が望ましい。
21人 (1人削減)	<ul style="list-style-type: none">・糸島市は、市域も広く山間部や海岸部など多様な要素を持っている。多様な市民の声を伝えるためには、議会の機能として議員定数をあまり減らさない方が良いと考える。

議論の結果、委員会としては、多数案として次期改選時より議員定数を20人とすることを提案することと決定した。

九州管内の同規模自治体との比較①(人口5万人から15万人の49都市)

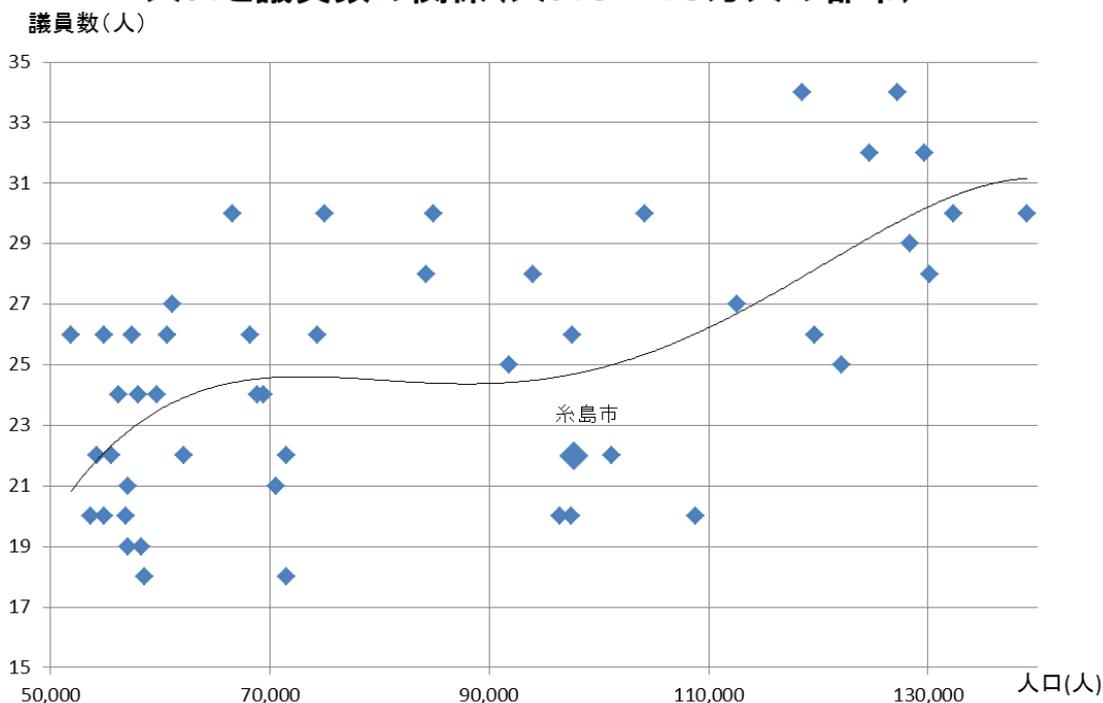
	都市名	人口	面積	議員数	議員1人当たり				会派数	議員報酬 (千円/月)	月額報酬 × 人数 (a)	一般会 計予算 (億円) (b)	(a)/(b)	
					人口	順位	面積	順位					順位	順位
福岡県	糸島	97,710	216.15	22	4,441	9	9.83	20	無	452	9,944	326.1	30.5	30
	大牟田	119,713	81.55	26	4,604	7	3.14	35	4	464	12,064	543.3	22.2	6
	直方	57,043	61.78	19	3,002	27	3.25	33	8	413	7,847	227.7	34.5	37
	飯塚	130,170	214.13	28	4,649	5	7.65	24	9	460	12,880	625.8	20.6	4
	柳川	69,472	76.88	24	2,895	28	3.20	34	2	388	8,536	281.3	30.3	29
	朝倉	54,932	246.73	20	2,747	34	12.34	17	無	366	7,320	272.4	26.9	18
	八女	66,605	482.53	30	2,220	46	16.08	11	無	385	11,550	372.2	31.0	32
	行橋	70,604	69.83	21	3,362	21	3.33	31	5	419	8,799	253.1	34.8	38
	小郡	58,572	45.5	18	3,254	23	2.53	40	4	440	7,920	166.8	47.5	49
	筑紫野	101,184	87.78	22	4,599	8	3.99	30	4	427.5	9,405	315.7	29.8	25
	春日	108,805	14.15	20	5,440	1	0.71	48	6	447	8,940	289.6	30.9	31
	大野城	97,533	26.88	20	4,877	3	1.34	45	6	462	9,240	324.8	28.4	23
	宗像	96,421	119.67	20	4,821	4	5.98	26	7	441	8,820	339.6	26.0	14
	太宰府	71,527	29.58	18	3,974	14	1.64	43	7	444	7,992	211.9	37.7	41
	古賀	58,299	42.11	19	3,068	25	2.22	41	6	400	7,600	173.9	43.7	48
福津	56,930	52.7	20	2,847	31	2.64	36	5	388	7,760	190.4	40.8	45	
佐賀県	唐津	124,647	487.48	32	3,895	15	15.23	13	5	438	14,016	556.7	25.2	11
	伊万里	56,217	255.04	24	2,342	43	10.63	19	10	407	9,768	223.6	43.7	47
	鳥栖	71,486	71.73	22	3,249	24	3.26	32	8	413	9,086	223.4	40.7	44
長崎県	諫早	139,048	321.26	30	4,635	6	10.71	18	8	405	12,150	546.8	22.2	7
	大村	91,836	126.56	25	3,673	18	5.06	28	6	400	10,000	370.6	27.0	21
熊本県	荒尾	54,274	57.15	22	2,467	41	2.60	37	7	374	8,228	192.8	42.7	46
	玉名	68,261	152.59	26	2,625	37	5.87	27	8	341.00	8,184	272.8	30.0	27
	山鹿	53,700	299.67	20	2,685	36	14.98	14	無	353	7,060	262.4	26.9	20
	天草	84,929	683.32	30	2,831	32	22.78	6	6	337	8,762	529.2	16.6	1

	都市名	人口	面積	議員数	議員1人当たり				会派数	議員報酬 (千円/月)	月額報酬 × 人数 (a)	一般会計予算 (億円) (b)	(a)/(b)	
					人口	順位	面積	順位						順位
熊本県	宇城	60,699	188.6	26	2,335	44	7.25	25	9	348	9,048	231.5	39.1	43
	合志	57,089	53.17	21	2,719	35	2.53	39	2	305	6,405	173.6	36.9	40
	別府	122,170	125.23	25	4,887	2	5.01	29	7	478	11,950	441.6	27.1	22
	中津	84,301	491.17	28	3,011	26	17.54	9	6	388	10,088	387.6	26.0	16
	日田	68,893	666.19	24	2,871	29	27.76	3	6	392	9,408	402.2	23.4	10
	佐伯	74,347	903.54	26	2,860	30	34.75	1	9	368	9,568	425.5	22.5	8
	宇佐	57,454	439.12	26	2,210	47	16.89	10	11	355	9,230	252.0	36.6	39
宮崎県	延岡	128,350	868.09	29	4,426	10	29.93	2	6	420	12,180	553.4	22.0	5
	日南	55,594	536.12	22	2,527	38	24.37	5	7	311	6,842	262.3	26.1	17
	日向	62,217	336.29	22	2,828	33	15.29	12	7	358	7,876	270.0	29.2	24
鹿児島県	薩摩川内	97,625	683.5	26	3,755	16	26.29	4	6	370	9,620	495.9	19.4	3
	鹿屋	104,214	448.33	30	3,474	20	14.94	15	6	370	11,100	436.0	25.5	12
	出水	54,861	330.06	26	2,110	48	12.69	16	無	303	7,878	237.0	33.2	36
	霧島	127,211	603.15	34	3,742	17	17.74	8	5	352	9,152	530.1	17.3	2
	始良	75,056	231.32	30	2,502	39	7.71	23	無	285	8,550	274.8	31.1	33
沖縄県	沖縄	132,290	49.03	30	4,410	11	1.63	44	9	433	12,990	558.3	23.3	9
	宜野湾	93,983	19.7	28	3,357	22	0.70	49	6	400	11,200	370.0	30.3	28
	浦添	112,554	19.3	27	4,169	12	0.71	47	11	454	12,258	388.1	31.6	34
	名護	61,122	210.38	27	2,264	45	7.79	22	4	400	10,800	327.8	32.9	35
	糸満	58,031	46.64	24	2,418	42	1.94	42	10	396	8,316	213.5	38.9	42
	豊見城	59,752	19.45	24	2,490	40	0.81	46	4	305	7,320	245.1	29.9	26
	うるま	118,522	86.14	34	3,486	19	2.53	38	6	371	12,614	469.4	26.9	19
	宮古島	51,893	204.6	26	1,996	49	7.87	21	7	342	8,892	343.6	25.9	13

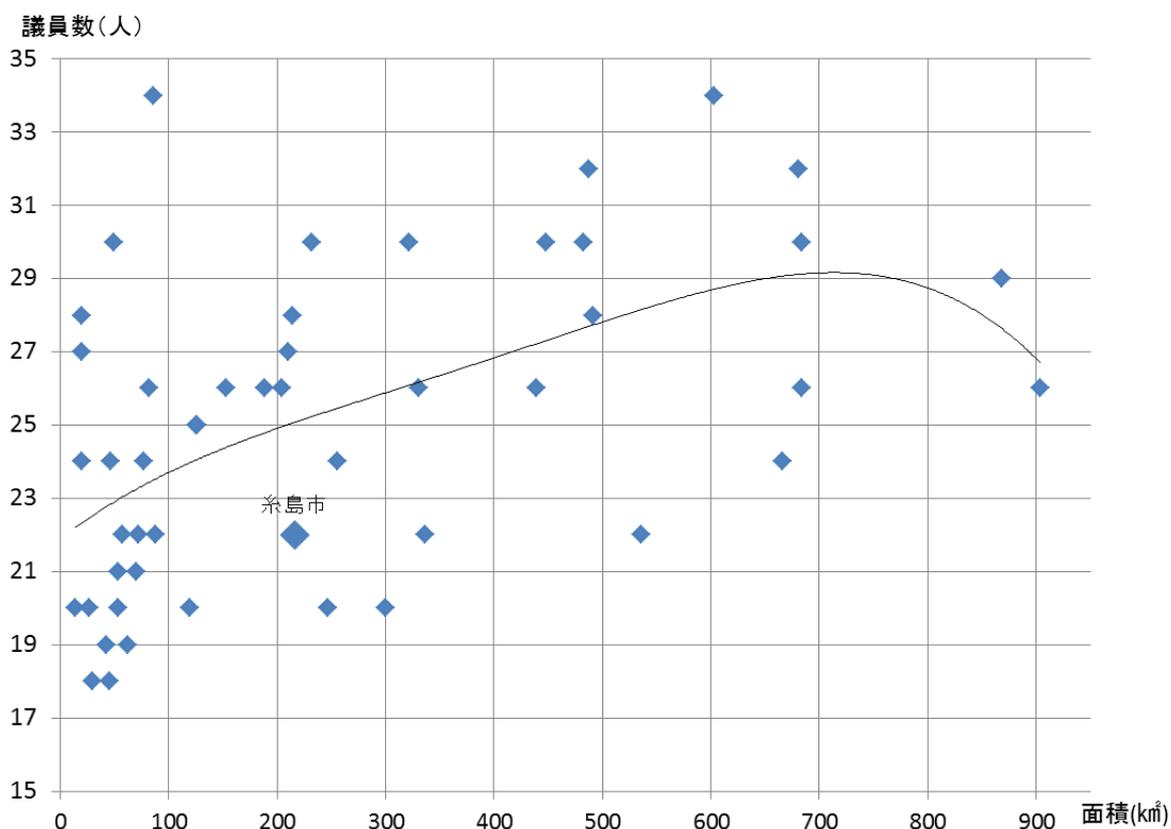
※平成25年九州市議会議長会資料より作成。(一般会計予算については、平成26年度当初予算額)

九州管内の同規模自治体との比較②(人口5万人から15万人の49都市)

人口と議員数の関係(人口5～15万人の都市)



面積と議員数の関係(人口5～15万人の都市)



中部十市議会の会派の状況（平成 26 年 7 月現在）

団体名	議員 現員数	会派数	内訳	無所属 議員数	会派構成 委員数 (平均)
太宰府市	18	7	公明党太宰府市議団 2人 幸光 2人 新風 3人 太宰府市政改革の会 2人 太宰府市民ネット 2人 太宰府新政会 3人 日本共産党太宰府市議団 2人	2	2.3
宗像市	19	7	宗像志政クラブ 7人※ とびうおクラブ 3人 宗像市民クラブ 1人 日本共産党 3人 ふくおか市民政治ネットワーク 2人 市民連合 1人 公明党 2人	0	2.7
古賀市	18	6	公明党 2人 山海会 3人 希来里 3人 明友会 2人 自由 4人 政風会 2人	2	2.7
福津市	20	5	新政会 3人 有心クラブ福津 3人 政友・公明クラブ 9人 日本共産党 2人※ ふくおか市民政治ネットワーク 2人	1	3.8
大野城市	20	6	新生倶楽部 5人 公明党 4人 新風 3人 新政フォーラム 2人※ 虹ネット 2人 おおのじょう未来 2人	2	3.0
春日市	20	6	創政会 5人 公明党 4人 近未来 21 3人※ 衆政会 2人 翔春会 2人 春風会 2人	2	3.0
筑紫野市	22	4	つくし野 10人※ 市民会議 6人 公明党筑紫野市議団 3人 日本共産党筑紫野市議団 2人	1	5.3
小郡市	18	4	公明党 2人 市民 2人 清和会 9人※ 悠成会 3人	2	4
朝倉市	20	0	会派制なし	20	—
糸島市	22	0	会派制なし	22	—

※会派名に「※」が付いている会派は議長が所属する会派。

参 考

【資料1】 「議会活動に関する調査特別委員会」の概要

- (1) 設置年月日：平成26年3月27日
- (2) 設置の根拠：地方自治法第110条及び糸島市議会委員会条例第6条
- (3) 付託事項：議会活動に関する調査
- (4) 委員の定数：9人（各常任委員会から3人選出）
- (5) 設置期間：付託された調査事項の調査が終了するまで。

【資料2】 委員名簿

	氏 名	役 職	所 属
1	中 村 進	委員長	建設産業常任委員会
2	徳 安 達成	副委員長	市民福祉常任委員会
3	井 上 健 作	委 員	市民福祉常任委員会
4	笹 栗 純 夫	委 員	総務文教常任委員会
5	三 嶋 俊 蔵	委 員	市民福祉常任委員会
6	小 島 忠 義	委 員	総務文教常任委員会
7	柳 明 夫	委 員	総務文教常任委員会
8	波 多 江 貴 士	委 員	建設産業常任委員会
9	藤 井 芳 広	委 員	建設産業常任委員会

【資料3】 調査区分

大項目	中項目	小項目
①市民の代表としての議会のあり方	住民参加	市民意見の議会への反映 (市民のための議会へ)
		市民の直接参加 (市民の声が反映される議会へ)
		市民感覚の研ぎ澄まし (多種多様な考えの把握)
	情報発信	審議内容、経過、結果の公表 (説明責任を果し、身近な議会へ)
		議会の意思意見の伝達 (自ら民意を育てる議会へ)
②二元代表制の一翼としての議会のあり方	議会の権能強化	議会の能力の強化 (実行力ある議会へ)
		審議の活性化 (より深く慎重な審議を)
		危機管理、内部統制 (自らを律しうる議会へ)
③行財政健全化等	行政事務の効率化、経費節減 (行財政健全化への寄与)	
	議会活動の効率化 (本来の議員活動への注力)	
④直ちに調査が必要な項目 (前期からの引継事項、議員定数、会派制の導入等)		

【資料4】 「糸島市議会の活動に関するアンケート」調査結果

「糸島市議会の活動に関するアンケート調査」の実施結果について

昨年11月に皆さまのご協力を得て実施しましたアンケート結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。
 アンケート実施に際しましては、多くの方々からの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。
 皆さまからお寄せいただいた貴重なご意見・ご要望を「議会機能の強化」、「分かりやすい議会運営」、「身近で信頼される議会」に繋げるべく頑張って参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

1. アンケートの実施目的

糸島市民の議会に対する意識等の調査を行い、「議会活動に関する調査特別委員会」の調査のための基礎資料とするために、アンケート調査を実施いたしました。

2. アンケートの実施結果について

① 対象者

住民基本台帳より20歳以上の日本人2,000名を無作為抽出

② アンケート回収状況

発送数	2000件
うち宛所不明	5件
有効回答数	541件

有効回答率 27.1%

議会活動に関するアンケート回答集計(速報)

問1性別、問2年代別回答状況

	男性			女性			性別記載なし			合計		
	回答数	送付数	回答率	回答数	送付数	回答率	回答数	送付数	回答率	回答数	送付数	回答率
20歳代	9	117	7.7%	18	121	14.9%	27	238	11.3%	27	238	11.3%
30歳代	14	32	10.6%	28	152	18.4%	42	284	14.8%	42	284	14.8%
40歳代	23	59	14.5%	43	155	27.7%	67	314	21.3%	67	314	21.3%
50歳代	41	67	24.6%	69	201	34.3%	110	368	29.9%	110	368	29.9%
60歳代	61	181	33.7%	85	228	37.3%	147	409	35.9%	147	409	35.9%
70歳代以上	76	160	47.5%	69	227	30.4%	146	387	37.7%	146	387	37.7%
年齢回答なし							2	2		2	2	
合計	224	916	24.5%	312	1,084	28.8%	541	2,000	27.1%	541	2,000	27.1%

問3地区別回答状況

	回答数	送付数	回答率
前原地区	354	1,364	26.0%
志摩地区	94	357	26.3%
二丈地区	78	279	28.0%
地区回答なし	15		
合計	541	2,000	27.1%

問4職業別回答状況

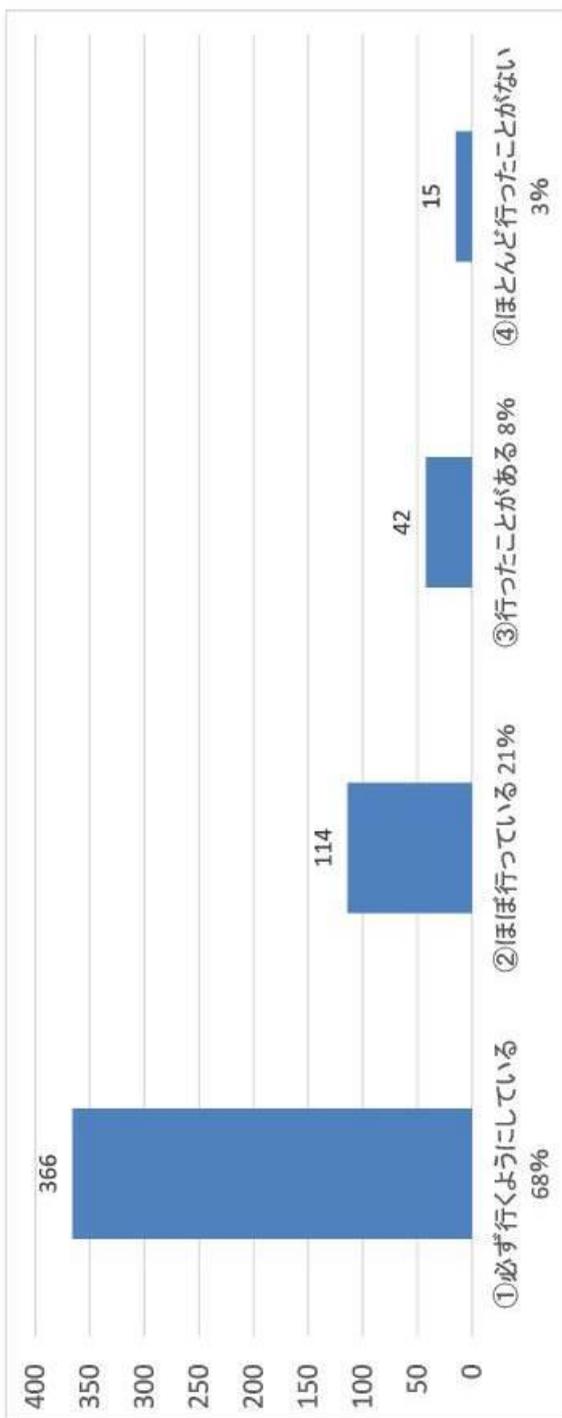
	回答数
会社員	144
公務員	19
商工業等	53
農林水産業	28
無職等	292
職業回答なし	5
合計	541

年齢別男女別回答状況



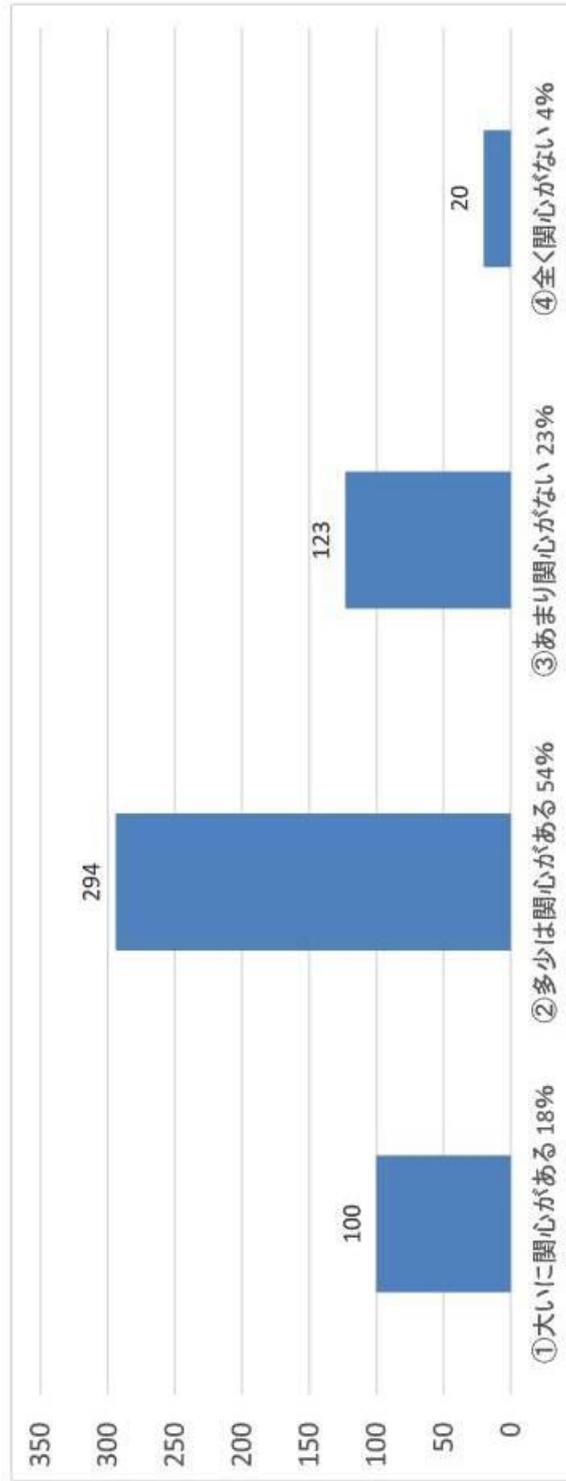
問5 あなたは選挙の投票に行っていますか。(期日前投票等も含む)

項目	年齢別内訳							年齢 回答なし
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	年齢 回答なし	
①必ず行くようにしている	12	22	34	71	110	116	1	
②ほぼ行っている	3	7	26	27	26	25		
③行ったことがある	5	8	6	10	10	3		
④ほとんど行っていない	6	4	1	2	1	1		
回答なし	1	1				1	1	
計	27	42	67	110	147	146	2	



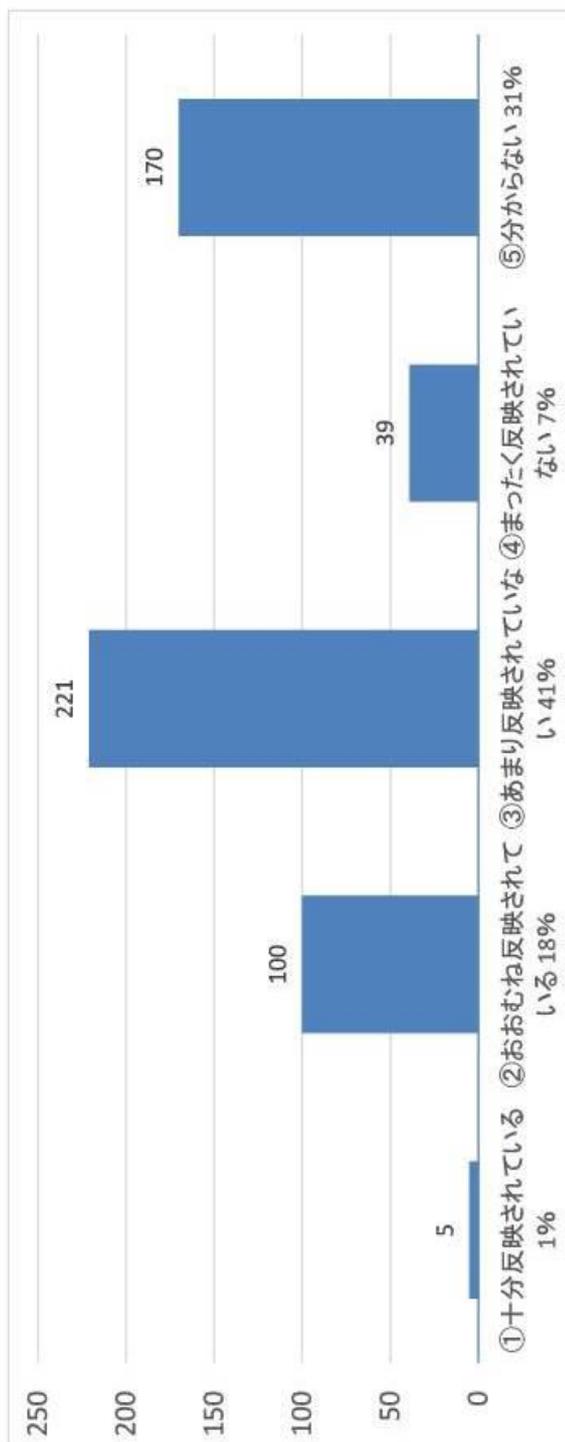
問6 市議会に関心がありますか。

項目	年齢別内訳							年齢 回答なし
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上		
①大いに関心がある	4	4	13	17	25	37		
②多少は関心がある	9	19	33	64	90	78	1	
③あまり関心がない	11	15	19	28	28	22		
④全く関心がない	3	4	2	1	3	7		
回答なし	4				1	2	1	
計	27	42	67	110	147	146	2	



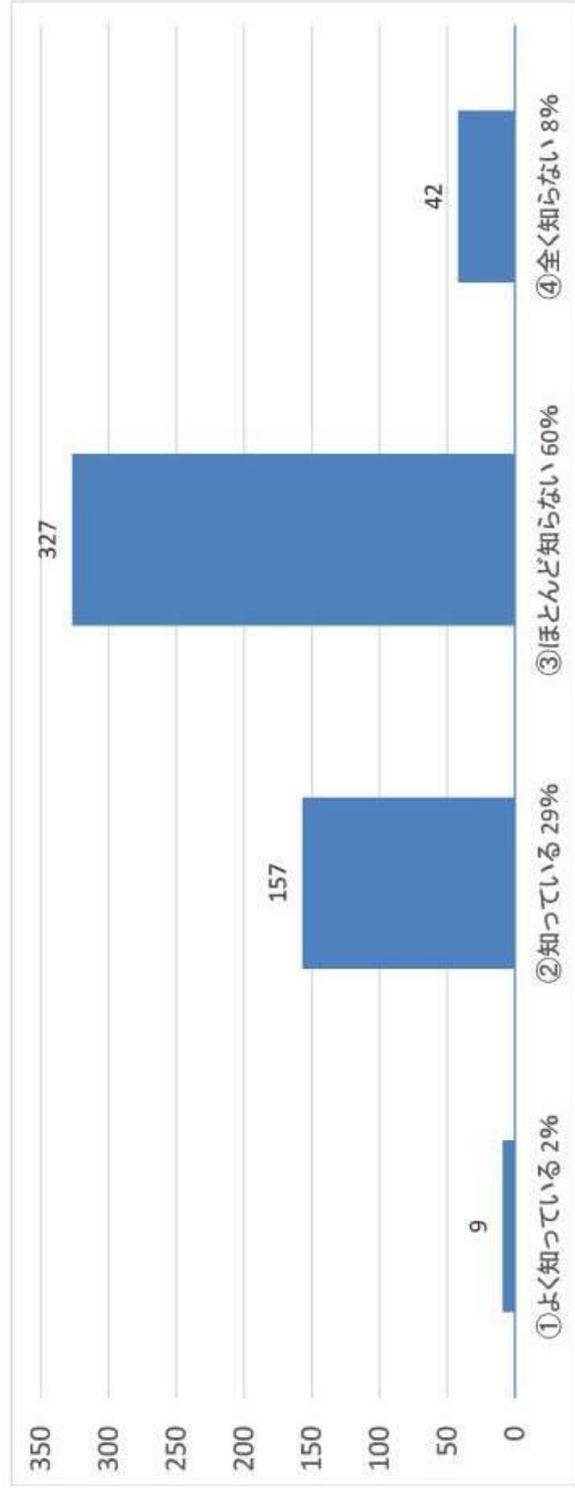
問7 あなたは、市民の意見が市議会に反映されていると思いますか。

項目	年齢別内訳						年齢 回答なし
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	
①十分反映されている	5	1	1	1	2	1	1
②おおむね反映されている	100	4	6	8	21	32	29
③あまり反映されていない	221	6	17	34	49	66	48
④まったく反映されていない	39	5	4	7	5	8	10
⑤分からない	170	12	14	18	34	38	54
回答なし	6	1				1	4
総計	541	27	42	67	110	147	146
							2



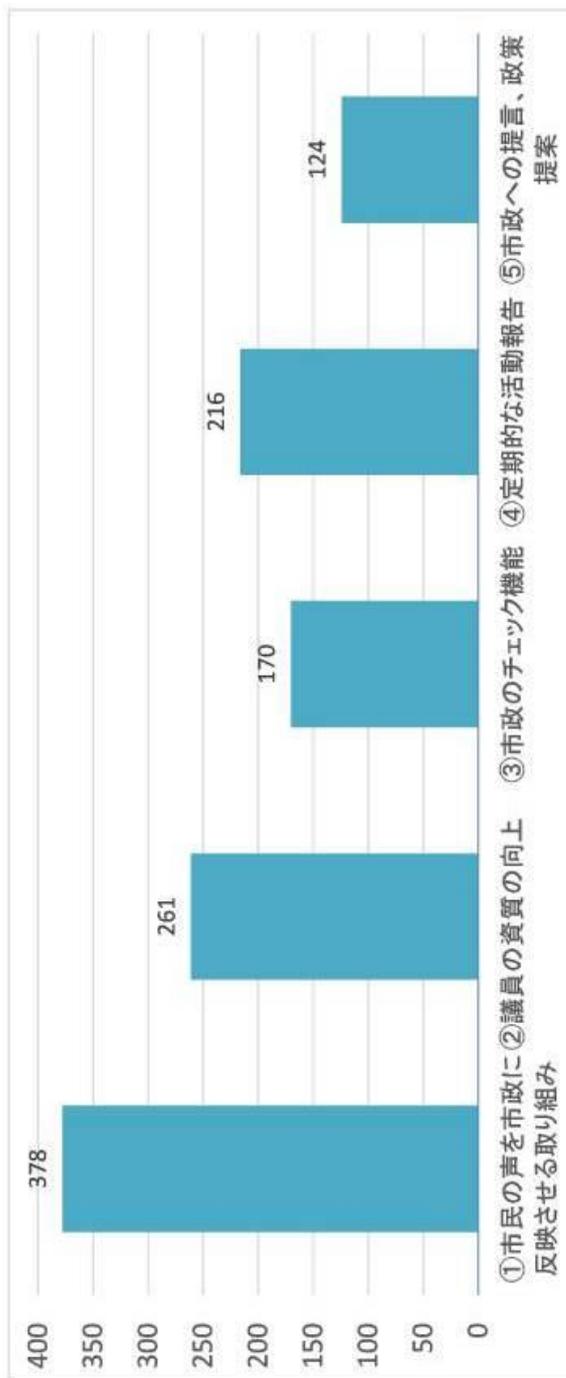
問8 市議会議員の活動内容について知っていますか。

項目		年齢別内訳							年齢 回答なし
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上		
①よく知っている	9	2%	1	2	6				
②知っている	157	29%	3	5	19	20	53	57	
③ほとんど知らない	327	60%	14	31	43	81	84	73	
④全く知らない	42	8%	10	6	5	8	7	6	
回答なし	6	1%					1	4	
総計	541	100%	27	42	67	110	147	146	



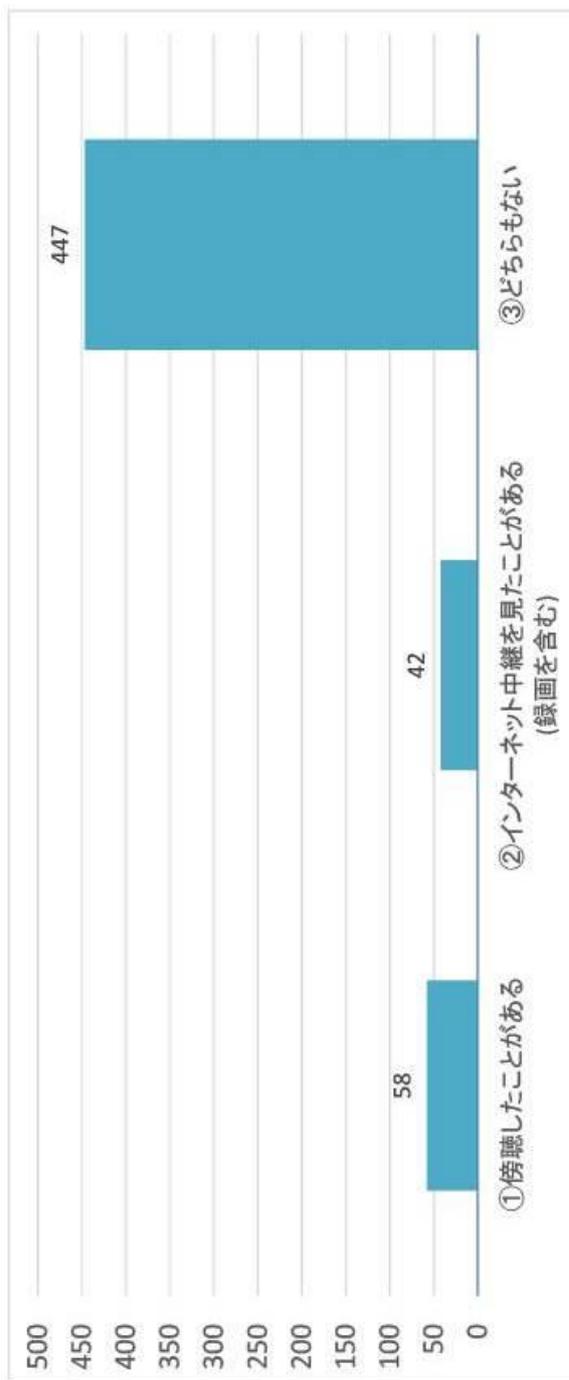
問9 下記の中で市議会議員に何を望みますか。(複数回答可)

項目	回答数
①市民の声を市政に反映させる取り組み	378
②議員の資質の向上	261
③市政のチェック機能	170
④定期的な活動報告	216
⑤市政への提言、政策提案	124
⑥その他(自由記載)	65



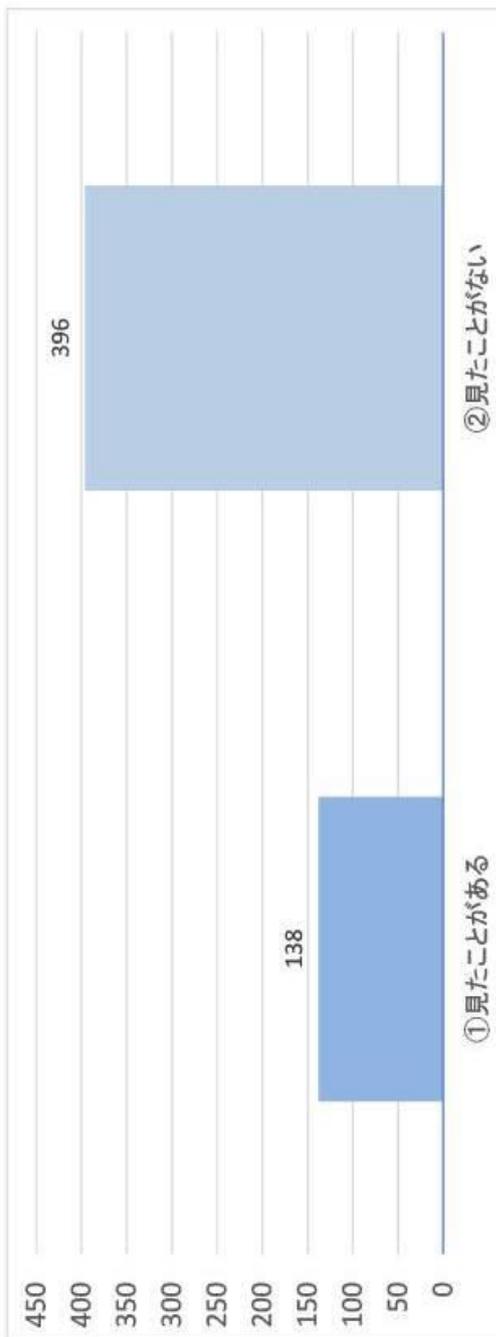
問10 市議会の会議は誰でも傍聴することができ、また、インターネットによる中継も行っていますが、今までに市議会の本会議や委員会を実際に傍聴したり、インターネット中継を見たことがありますか。(複数回答可)

項目	回答数
①傍聴したことがある	58
②インターネット中継を見たことがある(録画を含む)	42
③どちらもない	447
④回答なし	8



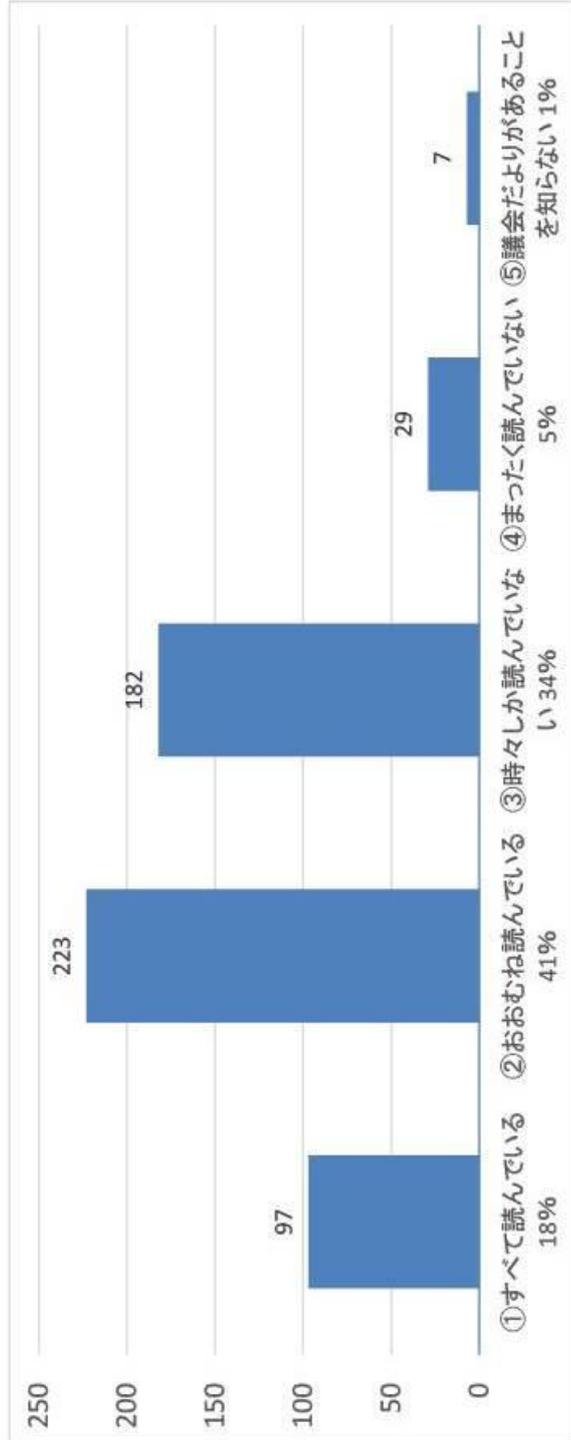
問11 市議会では、インターネットで会議録や議会開催情報を提供していますが、今までに市議会のホームページを見たことがありますか。

項目	回答数	年齢別内訳						年齢 回答なし
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	
①見たことがある	138	4	8	19	29	38	39	1
会議録を見たことがある	47							
議会開催情報を見たことがある	53							
議員紹介を見たことがある	64							
その他の情報を見たことがある	64							
②見たことがない	396	23	34	48	81	109	101	
今後見てみようと思う	172							
今後も見ることはないと思う	167							
回答なし	7						6	1
合計	541	27	42	67	110	147	146	2



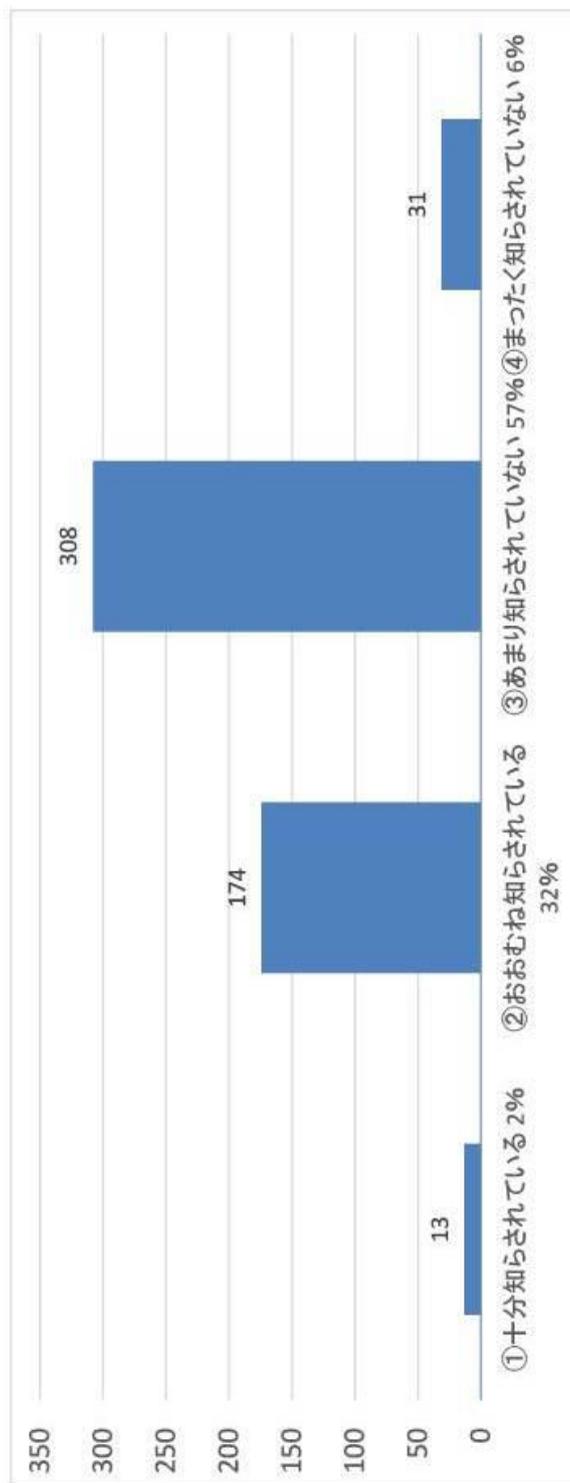
問12 議会だよりが年4回“広報いとしま”の中に掲載されていますが、読まれていますか。

項目	年齢別内訳						年齢 回答なし	
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上		
①すべて読んでいる	97	18%	5	9	14	12	24	33
②おおむね読んでいる	223	41%	3	15	26	49	66	64
③時々しか読んでいない	182	34%	11	15	21	43	50	41
④まったく読んでいない	29	5%	7	2	5	5	7	3
⑤議会だよりがあることを知らない	7	1%	1	1	1	1	1	3
回答なし	3	1%						2
総計	541	100%	27	42	67	110	147	146



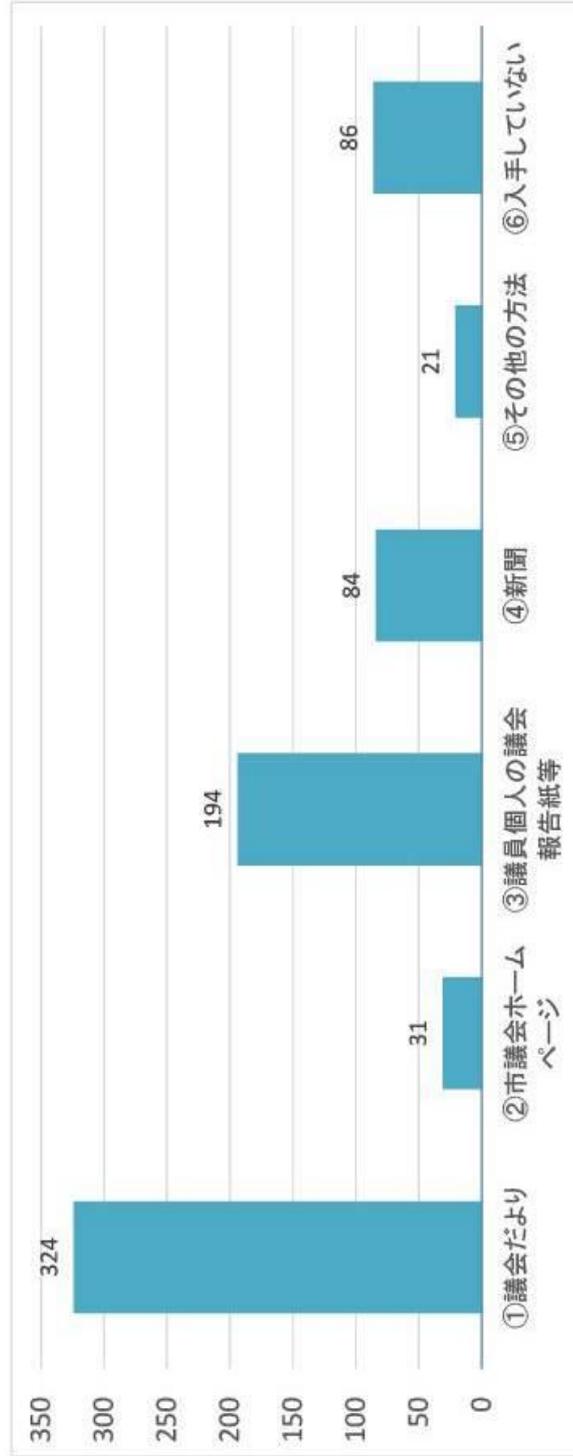
問13 市議会や議員の活動などの情報が、市民の皆さんにどの程度公開され、知らされていると思えますか。

項目	年齢別内訳							年齢 回答なし
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上		
①十分知らされている	13	1	1	1	6	5		
②おおむね知らされている	174	10	22	41	41	48		
③あまり知らされていない	308	13	26	64	86	78		
④まったく知らされていない	31	4	3	2	11	7	1	
回答なし	15		1	2	3	8	1	
総計	541	27	42	67	110	147	146	



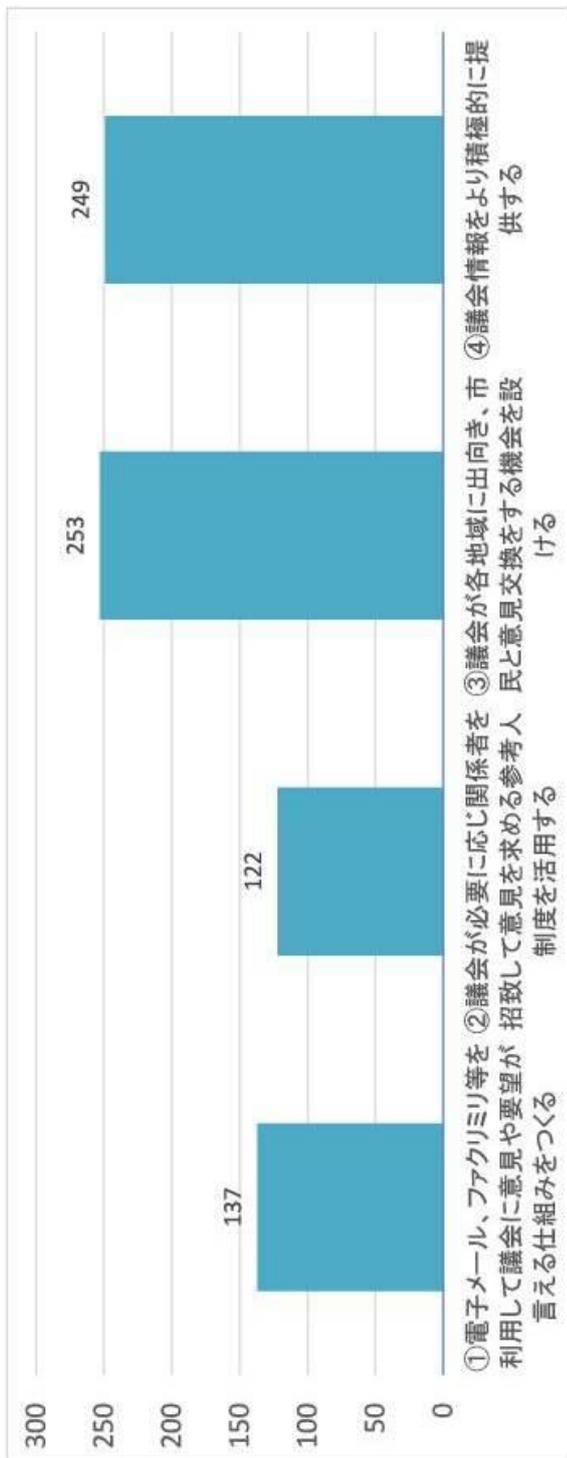
問14 市議会や議員の活動などの情報をどこから入手していますか。(複数回答可)

項目	回答数
①議会だより	324
②市議会ホームページ	31
③議員個人の議会報告紙等	194
④新聞	84
⑤その他の方法	21
⑥入手していない	86



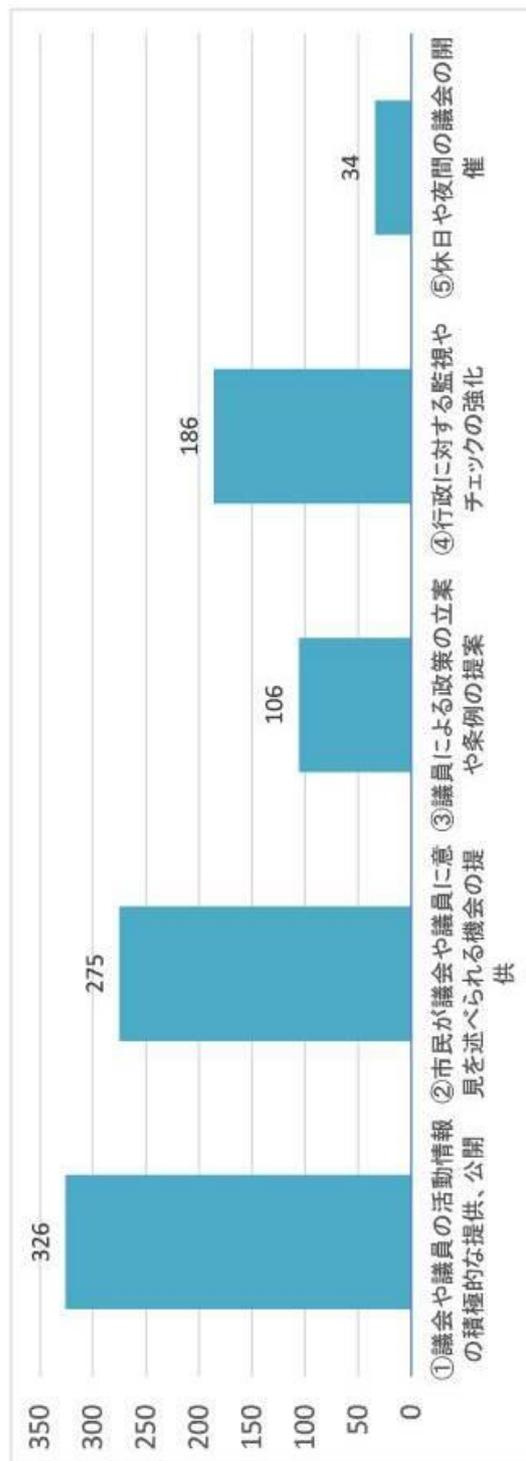
問15議会に対して、審議の参考とするための意見を述べやすくするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答可）

項目	回答数
①電子メール、ファクリミリ等を利用して議会に意見や要望が言える仕組みをつくる	137
②議会が必要に応じて関係者を招致して意見を求める参考人制度を活用する	122
③議会が各地域に出向き、市民と意見交換をする機会を設ける	253
④議会情報をより積極的に提供する	249
⑤その他（自由記載）	43



問16 市議会は議会の活性化をさらに進めていきたいと考えていますが、あなたが特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか。(複数回答可)

項目	回答数
①議会や議員の活動情報の積極的な提供、公開	326
②市民が議会や議員に意見を述べられる機会の提供	275
③議員による政策や条例の提案	106
④行政に対する監視やチェックの強化	186
⑤休日や夜間の議会の開催	34
⑥その他(自由記載)	45



その他、皆さまから自由意見として多くのご意見を頂きました。皆さまからいただきましたご意見を、今後さらなる議会活性化のために活かしてまいります。

